

総行行第24号
国官技第246号
国土入企第38号
平成27年1月30日

各都道府県総務部長・土木部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

発注関係事務の運用に関する指針について

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）は、平成26年6月4日に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）により改正されたところです。これを受け、本日、内閣に設置された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」における申合せにより、別添のとおり「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）が策定されましたので、送付します。

運用指針は、法第22条に基づき、国が、法に規定された基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて定めるものであり、各発注者が、法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものです。

つきましては、貴職におかれても、運用指針の趣旨を十分御理解いただき、公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。